



流山市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査及び同条第2項の規定による行政監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別添のとおり公表する。

令和5年2月16日

流山市監査委員

菅生 泰久



流山市監査委員

坂巻 儀一



令和4年度
定期監査・行政監査報告書

流山市監査委員

目 次

第1	監査の種類	1
第2	監査を実施した監査委員名	1
第3	監査の期間	1
第4	監査の実施日及び場所	1
第5	定期監査	1
1	監査の目的及び方法	1
2	重点事項	1
3	総合意見	2
(1)	財務に関する事務について	2
(2)	随意契約について	2
4	個別意見	2
(1)	指摘事項	4
(2)	検討・要望事項	5
(3)	注意事項(措置対象外)	6
第6	行政監査	9
1	監査テーマ	9
2	監査の目的及び方法	9
3	監査の対象	9
4	監査の着眼点	9
5	重要物品の管理状況について	9
(1)	各課等の重要物品の保有状況	9
(2)	重要物品の使用頻度	11
(3)	公会計管理台帳システムへの記録等	11
6	総合意見	11
7	個別意見	12
(1)	検討・要望事項	13

令和4年度流山市定期監査・行政監査報告

この監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第4項及び流山市監査基準（平成29年流山市監査委員告示第7号。以下「監査基準」という。）第4条第1項第1号の規定及び法第199条第2項及び監査基準第4条第1項第2号に規定する監査であり、監査基準に従って監査を実施した。

第1 監査の種類

令和4年度流山市定期監査・行政監査

第2 監査を実施した監査委員名

菅生 泰久
坂巻 儀一

第3 監査の期間

自 令和4年9月1日
至 令和5年2月2日

第4 監査の実施日及び場所

令和4年12月12日、13日、16日
流山市役所

第5 定期監査

1 監査の目的及び方法

監査基準に基づき、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかを目的として、全ての部局に係る事務事業について、次のとおり関係書類の提出を求め、かつ、関係職員から説明を聴取して実施した。

- ・事業の実施状況
- ・予算執行状況（歳入）
- ・予算執行状況（歳出）

2 重点事項

随意契約について

着眼点：執行手続きは適正に行われているか。

3 総合意見

(1) 財務に関する事務について

財務に関する事務については、おおむね適正に執行されていたが、伝票の起票漏れ、予算執行科目、摘要等に誤りがあったものなど、過去に指摘等を行ったものと同様、あるいは類似の事案が見受けられた。

流山市財務規則（昭和61年流山市規則第12号。以下「規則」という。）に基づく適正な事務執行が行われるよう、各課のみならず各部署において情報共有することで、起こり得るリスクを十分に考慮し、ミスを減らす協力体制が築けるよう留意されたい。

(2) 随意契約について

随意契約については、執行手続きは適正に行われているかを着眼点に、各部署に予算執行伺書等の関係書類の提出を求め監査を行った。

監査した範囲において、おおむね適正に事務が執行されていたが、予算執行伺書等に、内容の記入漏れや鉛筆書きなどが散見され、書類の日付等の不整合、設計額に対し徴する見積書数が不足している等、一部に不適切な処理が見受けられた。

透明性・公平性を確保するという観点からも、規定等に基づく適正な事務処理を行うためのわかりやすい事務フローやチェックリストの作成など、対策を講じることが重要な課題である。

4 個別意見

監査の結果、調査した範囲においておおむね適正に執行されていたが、事務事業の一部について「部局別指摘事項等一覧」のとおり、指摘事項、検討・要望事項及び注意事項が認められた（表1）。

指摘事項及び検討・要望事項については、監査の結果に基づき講じた措置について、流山市監査指摘事項等事務処理要領（平成26年4月1日制定）により通知を求めるものとする。

【表1 定期監査 部局別指摘事項等一覧】

部 局 名	指 摘 事 項								検 討 要 望 事 項	注 意 事 項
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	計		
総合政策部								0	2	4
総 務 部								0	0	3
財 政 部	1							1	0	5
市民生活部			2					2	0	5
健康福祉部						1		1	2	6
子ども家庭部	1							1	1	3
経済振興部								0	0	2
環 境 部								0	0	1
まちづくり推進部								0	2	6
土 木 部								0	0	5
会 計 課								0	0	0
上下水道局								0	0	4
議会事務局								0	0	0
選挙管理委員会事務局								0	0	2
監査委員事務局								0	0	0
農業委員会事務局								0	0	0
教育総務部	2							2	2	4
学校教育部								0	3	3
生涯学習部								0	0	4
消 防 本 部	1							1	2	9
合 計	5	0	2	0	0	1	0	8	14	66

[指摘事項]

- (1) 法律、条例、規則等に反している事項（軽易な誤りを除く。）
- (2) 不正な行為がなされた事項
- (3) 事故が発生するおそれがある事項
- (4) 不経済となっている事項や行政効果が期待できない事項
- (5) 今後の事務又は他の部署に悪影響を及ぼすおそれのある事項
- (6) 過去に指摘されていた事項であって、改善の取組が行われていない又は不十分な事項
- (7) その他監査委員が合議の上、指摘事項と認める事項

[検討・要望事項]

改善の検討を要する事項や要望事項等を監査委員意見として集約し、監査結果報告に反映させるもの。

[注意事項]

軽易な誤りである事項については、措置対象外の注意事項として取り扱い、その旨を付して報告書に表記するもの。

(1) 指摘事項

<法律、条例、規則等に反している事項>

- ・ 随意契約に際しては予算執行伺書（A）の決裁により業者を選定し、見積書を徴取すべきところであるが、見積書を徴取する時期に適正を欠く事案があった。規則及び契約事務取扱要領等に基づく適正な契約事務手続きを求める。

（財政部税制課）

（子ども家庭部子ども家庭課）

（消防本部北消防署）

（教育総務部学校施設課）

- ・ 業務委託契約において、契約書類の作成を省略し請書を徴取している事案があった。契約事務に関して、職員の認識や知識の向上を図るとともに、適正に執行できるようチェック体制の見直しを構築されたい。

（教育総務部学校施設課）

<事故が発生するおそれがある事項>

- ・ 予算執行伺書の起票に際し、設計額に係る部分に不整合が生じている事案があった。契約事務に関して、職員の認識や知識の向上が図れるよう課内周知に努めるとともに、流山市契約事務取扱要領に基づく適正な事務の執行に努められたい。

（市民生活部市民課）

- ・ 修繕について、変更請書と起案の日付に不整合が生じている事案があった。修繕の履行管理を適宜行うとともに、当初契約に変更が生じる場合の事務処理について、わかりやすい事務フロー等を作成するなど、課内周知を図り、適切な事務が行われるよう再発防止策を検討されたい。

（市民生活部コミュニティ課）

<過去に指摘されていた事項であって、改善の取組が行われていない又は不十分な事項>

- ・ 切手受払簿について、受払簿の記載内容と保管実態にそごが生じていた。前年度も同様の内容の改善を要望したところであるが、改善への取組みが不十分と思われる。郵便切手類は換金性が高く、不正使用や盗難等のリスクも高いことから、受払簿への記載を徹底し、適正に管理されたい。

（健康福祉部社会福祉課）

(2) 検討・要望事項

・伝票事務において、前年度と同様の事項で見積書の未徴取により支出負担行為票が未起票となっていた。改善への取組みが不十分と思われる。適正な事務執行が行われるよう対策を講じられたい。

(総合政策部秘書広報課)

・伝票事務において、前年度と同様の事項で摘要誤りがあった。改善への取組みが不十分と思われる。適正な事務執行が行われるよう対策を講じられたい。

(総合政策部情報政策・改革改善課)

・随意契約に際し、契約締結等記録表及び仕様書が作成されていないものがあった。契約の履行を確保するため規則等に基づく適正な事務執行に努められたい。

(健康福祉部社会福祉課)

・請書の受領に際し、仕様書が未添付であるなどの事案があった。仕様書の添付を求めるよう課内周知されたい。

(健康福祉部健康増進課)

(まちづくり推進部まちづくり推進課)

(教育総務部教育総務課)

(学校教育部指導課)

(消防本部東消防署)

(消防本部北消防署)

・切手受払簿について、受払簿の記載内容と保管実態にそごが生じていた。郵便切手類は換金性が高く、不正使用や盗難等のリスクも高いことから、受払簿への記載を徹底し、適正に管理されたい。

(まちづくり推進部建築住宅課)

・随意契約に際し徴すべき見積書数に不足が生じているものがあった。規則等に基づく適正な事務執行に努められたい。

(子ども家庭部保育課)

(学校教育部学校教育課)

(学校教育部指導課)

・伝票処理の誤りにより本来支出すべき事業とは異なる事業で支出しているものがあつた。予算の執行過程における事務処理の誤りに対し、事業別予算の考え方に基づく適正な予算の執行ができるよう厳正なチェック体制を構築されたい。

(教育総務部教育総務課)

(3) 注意事項 (措置対象外)

注意事項については、速やかに適正な対応を講じられたい。

また、予備審査において口頭で是正を求めた事項も同様である。

【表2 定期監査 注意事項一覧】

注意事項	部局課等名
・未調定があつたもの	まちづくり推進部まちづくり推進課 土木部道路建設課
・事後調定があつたもの	子ども家庭部保育課
・科目を誤って収入していたもの	上下水道局下水道建設課
・予算執行において摘要誤りがあつたもの	財政部税制課 土木部道路管理課 市民生活部市民課 教育総務部教育総務課 生涯学習部公民館
・支出負担行為票が未起票だつたもの	総務部人材育成課 土木部河川課 教育総務部学校施設課
・支出負担行為票の取消もれがあつたもの (重複起票を含む)	まちづくり推進部みどりの課 まちづくり推進部都市計画課 まちづくり推進部建築住宅課 土木部道路管理課 生涯学習部博物館 消防本部南消防署 消防本部北消防署
・予算執行伺書、契約締結記録表、見積書等に記載漏れや誤記等の不備があつたもの (鉛筆、消えるボールペンによる記載を含む)	総合政策部秘書広報課 総合政策部企画政策課 総合政策部マーケティング課 総務部人材育成課 総務部財産活用課

	財政部財政調整課 財政部税制課 財政部資産税課 市民生活部市民課 市民生活部コミュニティ課 市民生活部防災危機管理課 市民生活部保険年金課 健康福祉部社会福祉課 健康福祉部高齢者支援課 健康福祉部介護支援課 健康福祉部障害者支援課 健康福祉部健康増進課 子ども家庭部子ども家庭課 子ども家庭部保育課 経済振興部流山本町・利根運河ツーリズム推進課 環境部環境政策課 まちづくり推進部まちづくり推進課 まちづくり推進部みどりの課 土木部道路建設課 上下水道局経營業務課 上下水道局下水道建設課 選挙管理委員会事務局 教育総務部教育総務課 教育総務部学校施設課 学校教育部学校教育課 学校教育部指導課 生涯学習部生涯学習課 生涯学習部博物館 消防本部消防総務課 消防本部予防課 消防本部消防防災課 消防本部中央消防署 消防本部東消防署 消防本部南消防署 消防本部北消防署
・起案文書に記載漏れがあったもの	健康福祉部社会福祉課

<p>・契約書を相手方へ渡していなかったもの</p>	<p>経済振興部商工振興課 選挙管理委員会事務局</p>
<p>・切手受払簿に記載ミス等の軽微な不備があったもの</p>	<p>総合政策部秘書広報課 財政部資産税課 上下水道局経營業務課 学校教育部指導課</p>

第6 行政監査

1 監査テーマ

重要物品について

2 監査の目的及び方法

本市では物品について、流山市財務規則（昭和61年流山市規則第12号。以下「財務規則」という。）第267条第1項にて備品（性質・形状を変えることなく長期間の使用に耐え、購入価格1万円以上の物）、消耗品、動物、原材料品、生産品、埋蔵文化財に分類している。また、財務規則第275条第1項で「物品は、常に良好な状態で使用し、又は処分することができるように保管しなければならない。」と定め、同第284条第1項では「備品について、公会計管理台帳システムに記録し、常に備品の状況を明らかにしておかなければならない。」と規定している。

重要物品については、財務規則第283条において「自動車及び取得価格100万円以上の物品」を重要物品として位置づけている。

そこで、本市が所有する重要物品に関して、財務規則に即して適切に管理されているか監査することとした。

なお、監査に際しては令和3年度末の物品調書（決算書附属「財産に関する調書」の「物品」の根拠資料。企業会計においては固定資産台帳（工具、器具及び備品等）をベースとした「令和4年度行政監査【重要物品】追加調書（以下「行政監査追加調書」という。）」の提出を求めるとともに、各部局へのヒアリングを行うことにより管理状況について確認することとした。

3 監査の対象

令和3年度末の物品調書に記載されている重要物品を対象とした。

また、物品調書に記載のない重要物品についても監査の対象とし、行政監査追加調書への記載を求めることとした。

4 監査の着眼点

備品台帳及び現物は適切に管理されているか。

5 重要物品の管理状況について

（1）各課等の重要物品の保有状況

令和3年度末時点で本市が保有する重要物品数は441点であった。学校給食関連の物品やピアノ等を保有している学校教育課、消防団の車両や車載型無線装置等を保有している消防総務課の物品数が多くなっている。

各課等の保有する物品数、構成比は次のとおりである。

所属課等	物品数	構成比
総務課	4	0.91
コミュニティ課	4	0.91
防災危機管理課	6	1.36
保険年金課	1	0.23
高齢者支援課	1	0.23
介護支援課	1	0.23
障害者支援課	3	0.68
児童発達支援センター	1	0.23
健康増進課	8	1.81
子ども家庭課	1	0.23
保育課	2	0.45
流山本町・利根運河ツーリズム推進課	2	0.45
農業振興課	1	0.23
環境政策課	35	7.94
クリーンセンター	10	2.27
みどりの課	1	0.23
道路管理課	8	1.81
道路建設課	1	0.23
河川課	2	0.45
経營業務課	3	0.68
水道工務課	14	3.17
下水道建設課	3	0.68
選挙管理委員会事務局	10	2.27
学校施設課	1	0.23
学校教育課	138	31.29
生涯学習課	13	2.95
スポーツ振興課	17	3.85
公民館	3	0.68
図書館	15	3.40
博物館	6	1.36
消防総務課	51	11.56
予防課	5	1.13
消防防災課	8	1.81
中央消防署	23	5.22
東消防署	10	2.27
南消防署	14	3.17
北消防署	15	3.40
合計	441	100.00

(2) 重要物品の使用頻度

区分	物品数	主な物品
ほぼ毎日	168	書架、ピアノ、車両、無線機
151日～250日	186	オーブン、消毒保管庫、車両、無線機
51日～150日	31	バスケットゴール、ピアノ、車両
16日～50日	7	映写装置、ピアノ、車両
1日～15日	22	投票用紙読取分類機、エアーテント
利用なし	27	騒音計、ろ水機、光波距離計
合計	441	

使用頻度が「1日～15日」、「利用なし」となっている物品については、選挙や災害時など使用機会が限られているもののほか、予備機として保管されている計測機器などが確認できた。また、故障中のため使用されていない物品も一部見受けられた。

(3) 公会計管理台帳システムへの記録等

各課等で保有する重要物品のほとんどが公会計管理台帳システムに適切に記録されていたが、一部の重要物品について、記録内容が物品調書と一致していない、あるいは公会計管理台帳システムまたは物品調書のどちらか一方にのみ記録されているといった不備が確認された。

現在、備品登録や公有財産の異動については、グループウェアの各課連絡を通じて一定のルールに従い事務を執行しており、入力漏れなどのヒューマンエラーはあるものの、新たに取得した物品の多くは正確に記録されていた。その一方で、今回不備が確認されたものについては比較的年数の経過した物品が多く、実態と公会計管理台帳システム及び物品調書の記録上のそごについて全庁的な見直しの必要性を感じた。

また、公会計管理台帳システム及び物品調書の記録による管理はされているものの、財務規則第283条に規定している重要物品現在高通知書による会計管理者への通知をしていないことが確認されたため、これらの件については、検討・要望事項として後述する。

6 総合意見

令和4年度行政監査のテーマである重要物品については、財務規則に基づき、調査した範囲においておおむね適正に管理されていた。所有する物品のほとんどが現在も継続的に使用されており、かつ適切に保管されていることが確認できた。しかしながら、故障中のまま未使用となっている物品が一部確認されたため、状況に応じて廃棄等も検討されたい。

公会計管理台帳システムの記録については、物品調書とそごが生じているものが確認されたため、各課で再度見直しを行い、必要に応じて新規登録・変更等の手続きを進められたい。なお、本監査で調査のベースとした物品調書については、財務規則改正以前に重要物品として取り扱っていた50万円以上100万円未満の物品も含まれていることを確認した。決算書等での公開時には記載している物品の基準を明記するなど、財務規則上の重要物品と混同されることのないよう整理されたい。

また、財務規則第283条に定められた重要物品現在高通知書が提出されていないことが確認された。重要物品現在高通知書については、毎年9月及び3月末に調査し、財産管理者（物品については所管部長）から管財担当部長を経て会計管理者に通知することとなっているため、管財担当課である総務部財産活用課において取りまとめのうえ提出するなど、その通知方法について会計課と協議し、全庁的に周知するとともに今後の調査に反映されるよう対応を求める。

最後に、各課が管理する重要物品については、本市の重要な財産であることを改めて意識し、今後も適切な管理に努められたい。

7 個別意見

監査の結果、事務事業の一部について「行政監査 指摘事項等一覧」（表3）のとおり、検討・要望事項が認められた。

検討・要望事項については、監査の結果に基づき講じた措置について、流山市監査指摘事項等事務処理要領（平成26年4月1日制定）により通知を求めるものとする。

【表3 行政監査 部局別指摘事項等一覧】

部局名	指摘事項								検討 要望 事項	注意 事項
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	計		
総務部								0	1	0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0

[指摘事項]

- (1) 法律、条例、規則等に反している事項（軽易な誤りを除く。）
- (2) 不正な行為がなされた事項
- (3) 事故が発生するおそれがある事項
- (4) 不経済となっている事項や行政効果が期待できない事項
- (5) 今後の事務又は他の部署に悪影響を及ぼすおそれのある事項
- (6) 過去に指摘されていた事項であって、改善の取組が行われていない又は不十分な事項
- (7) その他監査委員が合議の上、指摘事項と認める事項

[検討・要望事項]

改善の検討を要する事項や要望事項等を監査委員意見として集約し、監査結果報告に反映させるもの。

[注意事項]

軽易な誤りである事項は、措置対象外の注意事項として取り扱い、その旨を付して報告書に表記するもの。

(1) 検討・要望事項

・重要物品現在高通知書については、財務規則第283条に基づく会計管理者への通知が適切に行われるよう、必要に応じて財務規則の見直しも含め、その通知方法について検討し、全庁的に周知されたい。また重要物品現在高通知書の内容が、公会計管理台帳システムの記録及び物品調書、各重要物品の現況とそごが生じないよう、併せて各課に指導されたい。

(総務部財産活用課)